

## 別府市・別府市旅館ホテル組合連合会・九州大学都市研究センターとの 包括連携協定書

別府市（以下「甲」という。）、別府市旅館ホテル組合連合会（以下「乙」という。）及び九州大学都市研究センター（以下「丙」という。）は、相互の連携を図るために、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲乙丙が包括的な連携のもと相互に協力し、免疫力日本一宣言の実現に向けた構想における取組の推進に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲乙丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 別府の温泉が有する免疫力を高める効果を最先端医療によって科学的に証明すること。
- (2) 抗がん剤治療における温泉の効能を科学的に証明し、長期療養地のイメージを再構築すること。
- (3) 別府での温泉利活用、予防医学及び健康増進に資する取組により別府を訪れる方々の健康回復を支援すること。
- (4) 温泉を活用した健康・医療分野における組織、分野を越えた多様な連携を推進すること。
- (5) 療養を行いながらのワーケーションを支援すること。
- (6) 食による健康づくりを支援すること。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙丙において協議するものとする。

### （協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲乙丙のいずれかから更新の申出がある場合は、協議の上、決定するものとする。

### （情報等の取扱い）

第4条 甲乙丙は、この協定に基づく連携協定の実施に当たり相手方から提供又は開示された情報等の資料について、善良なる管理者の注意義務をもって適切に管理するものとする。

(疑義の決定)

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙丙誠意をもって協議し、これを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年4月30日

甲

大分県別府市上野口町1番 15号  
別府市  
別府市長

乙

大分県別府市北浜2丁目10番19号  
別府市旅館ホテル組合連合会  
会長

丙

福岡県福岡市西区元岡744  
国立大学法人九州大学  
九州大学都市研究センター長